

<p style="text-align: center;"><b>岡山県公報</b></p>	<p style="text-align: center;">目次</p>	<p>○ 岡山県税条例の一部を改正する条例 【条 例】</p> <p>○ 公布した条例の解説 【解 説】</p>
<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>	<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>	<p style="text-align: center;">税務課 総務学事課</p>
		
<p style="text-align: center;">目次</p>		
<p style="text-align: center;">担当課（室）</p>		

# 令和5年3月31日 岡山県公報 号外

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項本文の規定により知事が処分した岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 岡山県条例第三十三号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第二項中「都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準」を「第一号、第四号及び第五号に掲げる基準」に改め、「当該基準及び」を削り、同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

第三十三条の二第二項に次の二号を加える。

四 都道府県等が法第三十七条の二第二項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内（当該都道府県等が同項の規定による指定を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。）において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。

五 特定期間において行われた法第三十七条の二第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

第四十三条第二項中「又は第三項」を「第三項又は第五項」に改める。

第四十九条第一項第三号中「の規定」を「又は第五項の規定」に改める。

第五十五条第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「第十項」を「第十四項」に改め、同条第四項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

附則第七条第一項中「令和六年度」を「令和九年度」に改める。

附則第十条の二第一項及び第二項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

附則第十二条第四項及び第十四条の七中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第二項中「附則第十七条第一項、第十七条の二の二第一項」を「附則第十七条の二の二第一項」に改める。

附則第十七条を次のように改める。

## 第十七条 削除

附則第十七条の二から第十七条の二の三までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十九条中「が、法附則第十条の二」を「（第三項において「博覧会協会」という。）が、法

附則第十条の二第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 法附則第十条の二第二項に規定する参加者が、博覧会の終了の日から六月を経過する日において博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋で令で定めるものを所有しているときは、同日において当該家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

3 博覧会協会との間に家屋を博覧会協会に無償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者が、博覧会の終了の日から六月を経過する日において当該家屋（博覧会の用に供されるものであつて、博覧会協会に無償で貸し付けることにつき省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）を所有しているときは、同日において当該家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

附則第二十一条の三の四中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。  
附則第二十一条の三の五第二項を削る。

附則第二十一条の三の六第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超えるトラック（省令で定める被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令で定めるもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令で定めるもの（第六項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五条の五の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「とあるのは、」とあるのは、「とあるのは、」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第二十一条の三の六第五項を削り、同条第六項中「（省令で定める被けん引自動車を除く。）」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和六年四月三十日」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 乗用車（省令で定めるものに限る。）、バス（省令で定めるものに限る。）又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（省令で定めるものに限る。）で初回新規

登録を受けるものに対する第百五条の五の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

附則第二十一条の四第一項第一号中「ガソリン自動車(以下この条)を「ガソリン自動車(次項第四号及び第四項第一号)に、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に、「石油ガス自動車(以下この条)を「石油ガス自動車(次項第五号及び第四項第二号)に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「令和三年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた法第四百九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準(以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので省令で定めるもの

附則第二十一条の四第二項第三号中「第七項第三号において同じ」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が法第四百九条第一項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準(第四項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準(第四項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、法第四百四十五条第四号に規定するエネルギー消費効率(以下この項及び第四項において「エネルギー消費効率」という。)が法第四百九条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び第四項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ同号イ(3)に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び第四項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)以上のもので省令で定めるもの

附則第二十一条の四第二項第五号中「石油ガス自動車」の下に「(営業用の乗用車に限る。)」を加え、「以下この条)を「第四項第二号」に、「同号イ(1)(ii)」を「同条第一項第五号イ(1)(ii)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十」に、「以上」を「以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上」に改め、同項第六号中「軽油自動車」の下に「(営業用の乗用車に限る。)」を加え、「第七項第六号及び第九項第三号」を「第四項第三号」に、「乗用車」を「ものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー

# 令和5年3月31日 岡山県公報 号外

消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のものを省令で定めるもの」に改め、同条第三項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「令和三年度分」を、「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第百七条第三項中」を「同項中」に改め、同条第四項中「(第二項)」を「のうち、営業用の乗用車(第二項)」に、「第百七条第一項及び第四項」を「第百七条第一項第一号イ及び第四号イ(1)」に、「自動車」が令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで」に、「令和三年度分」を、「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「同条」を「同項」に改め、同項各号中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十」に、「以上」を「以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上」に改め、同項に次の一号を加える。

三 軽油自動車のうち、平成三十一年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

附則第二十一条の四第四項の表第一項第一号イの項中「第一項第一号イ」を「第一号イ」に改め、同表第一項第一号ロの項から第一項第三号ロ(2)の項までを削り、同表第一項第四号イの項を次のように改める。

第四号イ(1)	四、五〇〇円	一、五〇〇円
---------	--------	--------

附則第二十一条の四第四項の表第一項第四号ロの項から第四項第二号ハの項までを削り、同条第五項から第九項までを削る。

附則第二十一条の五第二項中「、第三項、第五項、第六項又は第七項」を「又は第三項」に改め、同条第三項を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。  
(個人の県民税に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和六年三月三十一日までの間に効力を生ずる地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。次項において「法」という。)第三十七条の二第二項の規定に係るこの条例による改正後の岡山県税条例(以下「新条例」という。)(第三十三条の二第二項(第四号に係る部分に限る。))の規定の適用については、同号中「法第三十七条の二第二項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内」とあるのは、「令和五年四月一日から法第三十七条の二第二項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日の前日までの間」とする。

(法人の事業税に関する経過措置)

- 3 新条例第四十九条第一項(地方税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第一号。以下この項において「改正法」という。))第一条の規定による改正後の法第七十二条の二十九第三項及び第五項に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度(施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度のこの条例による改正前の岡山県税条例第四十九条第一項(改正法第一条の規定による改正前の法第七十二条の二十九第三項に係る部分に限る。))の規定による申告書の提出期限が施行日以後に到来するもの(以下この項において「経過事業年度」という。)を含む。)に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度(経過事業年度を除く。)に係る法人の事業税については、なお従前の例による。(不動産取得税に関する経過措置)

- 4 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 6 新条例附則第二十一条の四及び第二十一条の五第二項の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(解説)

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正に伴い、環境への負担の少ない自動車を対象とした自動車税種別割の税率の軽減等の特例措置の適用期限を延長する等所要の改正を行うものである。